

《証拠書類の保管》

・補助金に係る収入及び支出内容に関する証拠書類は、交付決定日の属する年度の終了後5年間（2029年3月31日まで）保管しなければなりません。

・市から証拠書類の提出を求めた場合や会計検査院による会計検査等の際、職員の勤務実績を証するものとして、勤務表等の証拠書類の原本が確認できない場合や、交付決定内容と合致しない（交付要件に該当しない）支出があった場合等は、補助金の一部若しくは全部の返還を求める場合がありますので、不備のないよう適切に保管してください。

南国市新型コロナウイルスワクチン個別接種等促進事業費補助金交付要綱【抜粋】

（遵守事項）

第6条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、補助事業に係る契約等において暴力団を利することとならないよう、南国市の暴力団の排除に係る取扱いに準じて行うこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 補助事業者は、補助事業に係る職員の勤務実績を証する勤務表等を備え、南国市から求めがあった場合に速やかに提出することができるよう適切に保管すること。
- (4) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定を遵守すること。

（検査等）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る金額の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めたとき。